

広島市消防団の災害活動に関する要綱

昭和61年4月1日全部改正
平成6年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、火災を警戒し及び鎮圧するとともに、水災又は地震等の災害（以下「災害」という。）による被害を軽減するために行う消防団活動について必要な事項を定めることを目的とする。

(出動準備)

- 第2条 分団長は、消防自動車等が常時使用できるよう点検整備・清掃・調整・補給等を行わなければならない。
- 2 分団長は、所属団員の中から機関員を指名しなければならない。
 - 3 機関員は、常に機械器具を愛護し、その構造に精通するとともに最良の機能を保持して交通事故等を発生しないよう操作の習熟に努めなければならない。
 - 4 分団長は、災害活動上必要な各種訓練を行い各級指揮能力及び団員の技術向上をはからなければならない。
 - 5 分団長は、訓練に際し、団員の健康管理、危害防止に留意しなければならない。

(出動種別及び出動区分)

第3条 出動種別及び出動区分は、次表に定めるとおりとする。

出動種別		出動区分
火災出動	建物火災出動 林野火災出動	第1出動
		第2出動
		第3出動
		第4出動
		特命出動
救助出動		特命出動
警戒出動		特命出動
水防出動		特命出動

(出動範囲)

第4条 消防団の出動範囲は、原則分団の区域内とする。ただし、次条で規定する出動計画であらかじめ定めている場合及び消防局長又は消防署長から命令があった場合はこの限りではない。

(出動計画)

第5条 消防団の出動計画は、消防団長が定め消防局長の承認を得るものとする。

る。

- 2 消防団事務局には、出動計画・出動指令表を備えておかなければならない。

(出動の原則)

第6条 消防団の出動種別のうち、火災出動については消防通信指令管制システムからの電話連絡によって出動することとする。火災出動以外の出動については、消防局長・消防署長及び消防団長が協議の上、消防団長からの命令により出動することとする。

- 2 分団長は、分団の区域内における災害発生を認知したときは、前項に関わらず直ちに団員を招集し、出動するものとする。ただし、団員が分団の区域内における災害発生を認知したときは、直ちに出席することができる。

(団長等の出動)

第7条 団長、副団長及び分団長の出動については、次表に定めるとおりとする。

区分 職名	第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
団長				○
副団長			○	
分団長	○	○		

- 2 団長は第4出動で出動するほか、災害状況等により必要と認めるとき、又は現地指揮者である副団長の要請があるときに出席する。
- 3 副団長は第3出動で出席するほか、災害状況等により必要と認めるとき、又は現地指揮者である分団長の要請があるときに出席する。

(現地指揮)

第8条 出動区分に応じ現地指揮者を次のとおり定める。現地指揮者は現地指揮本部において災害現地の指揮統制を行い、現地指揮本部長と調整を図るものとする。

区分	特命出動 第1出動 第2出動	特命出動 第3出動	特命出動 第4出動
現地指揮者	分団長	副団長	団長
指揮者の補佐	副分団長	分団長	副団長
	部長	副分団長	分団長
	班長	部長	副分団長
	—	班長	部長
	—	—	班長

- 2 現地指揮者の指揮権は、所轄の上級指揮者が現地に到着した時から当該状況の指揮者に移行するものとする。
- 3 前項の場合において、下級の指揮者は災害の状況及び活動の概要を、速や

かに上級指揮者に報告しなければならない。

(現地指揮者の任務)

第9条 前条における現地指揮者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 災害活動の指揮
- (2) 災害及び出動隊に関する状況把握
- (3) 関係機関との協議
- (4) その他災害活動に関する必要な事項

(災害現地での任務)

第10条 消防団の災害現地での任務は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよ
- (2) 警戒区域の設定、群集等の整理
- (3) 飛火警戒
- (4) 水損防止
- (5) 現場保存
- (6) 残火処理
- (7) 応急工作
- (8) その他特命事項

(災害活動等の報告)

第11条 訓練及び災害活動に出務した各級指揮者は、機械器具等の異状の有無並びに出務状況を速やかに消防団長（消防団事務局）へ報告しなければならない。

(出務の証明)

第12条 消防団長は、団員又は団員の勤務先等から、災害活動等に従事したことの証明を求められたときは、別添の証明書を発行するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 添

出 務 証 明 書

所 属	広島市 消防団 分団		
階 級			
氏 名			
証 明 内 容	出務日時	年 月 日	
		時 分から	時 分まで
	出務内容		
	出務場所		
上記のとおり証明する。			
年 月 日			
広島市 消防団			
団長			